

就職氷河期世代を積極的に募集する 求人申込みのお願いについて

国における就職氷河期世代に対する支援については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）において「就職氷河期世代支援プログラム」が策定され、厚生労働省においては、「就職氷河期世代活躍支援プラン」に基づく各種施策について、今後、積極的に取り組むこととしております。

大分労働局は、就職氷河期世代に対する就職支援を積極的に推進しており、ハローワーク大分に令和元年10月17日から「**正社員チャレンジコーナー（就職氷河期世代支援窓口）**」を開設し、担当者制によるサポートを中心とした就職支援を実施しています。

就職氷河期世代を対象とした求人については、**年齢制限禁止の例外事由として年齢を限定した「氷河期世代に限定した求人」（35歳以上54歳以下）として求人を受理することが可能**となっております。また、年齢は問わず、積極的に採用をお考えの場合は「氷河期世代歓迎求人」として求人を受理いたします。

事業主の皆様には、就職氷河期世代の募集並びに採用につきまして、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

「限定求人」の対象者は？

◎ **35歳以上54歳以下の者**（いわゆる就職氷河期世代で**正社員雇用の機会に恵まれなかった方**※）

※正社員雇用の機会に恵まれなかった方

雇入れ日前1年間に正社員として雇用されていない者、かつ、雇入れ日前直近5年間に正社員としての雇用期間が通算1年以下の者や、概ね一年以上、臨時的・短期的な就業を繰り返す、あるいは臨時的・短期的な就業と失業状態を繰り返すなど不安定就労の期間が長い者、非正規雇用の就業経験が多い、あるいは就職後の就労期間が短い者など、安定した就労の経験が乏しい者（正規雇用の在職求職者は除く。）であること。

「限定求人」として求人するには、以下の求人募集要件が必要となります。

- ① 期間の定めのない労働契約を締結することを目的としていること。
- ② 経験等不問の求人であること及び、必要とする又は重視する免許・資格が条件として付されている免許・資格がある場合は、当該免許等が実務経験を有しないもの。
- ③ 選考方法は、「面接」のみとするよう努めること。

◎ **年齢を問わない求人**で上記要件を満たす場合は「**歓迎求人**」として求人受理できます。

